

旧警戒区域に居住し、高血圧、不眠症等の既往症のある80歳台半ばの高齢者が、原発事故直後に公民館や体育館への避難を強いられ、避難開始から約1週間後に急性心不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料850万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

ア 被相続人の死亡に対する慰謝料（ただし、申立人らの固有の慰謝料を含む）	8, 500, 000円
イ 被相続人の逸失利益	1, 440, 950円
ウ 被相続人の葬儀に係る費用	300, 000円
エ 被相続人の精神的損害	120, 000円
オ 被相続人の死亡慰謝料請求に係る診断書・除籍謄本取得費用	52, 160円

2 期間

前記1エ記載の損害項目につき

平成23年3月11日から平成23年3月31日まで

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金10, 413, 110円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に

何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第2項アないしエ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年9月27日

(仲介委員 増山 宏)